

「第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画(案)」に
対するパブリックコメント(意見募集)の実施について

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき「第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画(案)」の策定を進めています。

この計画の策定にあたって、市民の皆様からの御意見を生かすために、計画案に対する意見を募集します。

1 意見を募集する案件

第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画(案)

2 意見の募集期間

令和5年11月28日(火)～令和5年12月28日(木)まで(必着)

3 資料の閲覧場所

○福祉総合相談窓口(山口市役所本庁舎 1 階)、各総合支所市政情報コーナー、各市立図書館

○各地域交流センター(阿知須・徳地を除く)及び各分館

※原則タブレット端末による閲覧。紙媒体による閲覧を希望される方は、事前に障がい福祉課(083-934-2794)へ御連絡ください。

○市ウェブサイト(<https://www.city.yamaguchi.lg.jp/>)に資料掲載

※サイト内検索で「パブリックコメント」で検索

4 御意見の提出方法

御意見の提出にあたって様式は任意ですが、郵便番号、住所、氏名及び「第五次山口市障害福祉計画・第三次山口市障害児福祉計画(案)に対する意見」と必ず明記していただき、本計画(案)のどの部分に対する御意見・御提言なのか明示した上で、郵便、FAX、電子メールでお寄せいただくか、障がい福祉課へ直接お持ちください。(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

なお、電話または来庁による口頭での御意見の申し出は受付いたしかねます。また、御提出いただいた御意見の原稿はお返しいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

5 御意見の取扱い

御提出いただいた御意見は、計画策定にあたって十分に検討させていただきます。

御意見の内容(個人情報を除く)は、それに対する本市の考えとあわせて意見募集期間終了後に一括して公表します(御意見を類型化したうえで本市の考え方を示す場合があります)。

なお、分かりにくいものや匿名の御意見、あるいは本案件に関係がないと思われ

る御意見には、本市の考え方を示さない場合があります。御意見に対する個別の直接回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

また、御記入いただいた個人情報は、この意見募集の範囲内で利用し、それ以外の目的では利用しません。

6 御意見の提出先・問い合わせ先

〒753-8650

山口市亀山町2番1号

山口市健康福祉部障がい福祉課 障がい者支援担当(山口市役所本庁舎1階)

TEL:083-934-2794 / FAX:083-934-4142

E-mail:syougai@city.yamaguchi.lg.jp